

古賀訪問看護ステーションあおぞら運営規程

《事業の目的》

- 第1条 1 この規程は、社会医療法人同心会が設定する古賀訪問看護ステーション「あおぞら」（以下「ステーション」という。）の職員および業務管理に関する重要事項を定めるところにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の提供を確保することを目的とする。
- 2 介護保険法施行第5条の規定に基づき指定事業所として介護保険にともなう訪問看護の提供を行う。

《運営の方針》

- 第2条 ステーションは訪問看護を提供することにより、利用者が住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう、家族とともに支援し、心身の機能の維持回復を図り、その生活の質の向上に努めるものとする。事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

《事業の運営》

- 第3条 ステーションはこの事業の運営を行い、医師の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護を行う。
- 訪問看護は、当訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士（以下「看護師等」という）によって行われる。

《事業所の名称など》

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。
- 1.名 所：古賀訪問看護ステーション あおぞら
- 2.所在地：宮崎市池内町数太木 1763-3

《職員の職種・員数及び職務内容》

- 第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、業務の状況に応じて職員数は増員する。
- 1.管 理 者：保健師または看護師 1 名
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行えるよう統括する
- 2.訪問看護師：保健師または看護師 2 名以上
かかりつけの医師の指示により、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- 3.リハビリスタッフ：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、各 1 名以上
かかりつけ医の指示により、訪問看護計画及び、報告書を作成し、リハビリテーションを担当する。
- 4.精神保健福祉士及び看護補助者：数名程度
訪問看護師に同行し訪問看護を実施する。
- 5.事務 職員：1 名程度
保険請求、公費請求等、事務業務全般を実施する。

《営業日及び営業時間》

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者社会医療法人同心会職員就業規則に応じて、定めるものとする。ただし、利用者の状況により、必要と認められる場合はこの限りではない。

1. 営業日：月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間：午前8時15分から午後5時15分とする。

《利用時間及び利用回数》

- 第7条
1. 訪問看護の実施時間は、医療保険の訪問は、1回につき30分から1時間30分程度を標準とする。訪問看護の利用回数は、1週3回を上限とする。ただし、末期悪性腫瘍、その他厚生大臣が定める疾病の利用者については、その限りではない。
 2. 介護保険適用の訪問看護については、看護師の訪問の場合、1回あたりの所要時により区別し、所要時間20分未満、30分未満、30分以上1時間未満、1時間以上1時間30分未満の3区分となる。介護支援専門員のケアプランに沿って訪問看護を行う。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問看護については、1回20分とし、週6回を限度とする。

《訪問看護の実施地域》

第8条 訪問看護の事業の実施地域は次のとおりとする。
宮崎市（田野町を除く） 西都市（中山間地加算地以外） 国富町（中山間地加算地以外）
新富町

《訪問看護の提供方法》

- 第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
1. かかりつけ医との密接な連携及び看護計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るよう適切に行う。
 2. 利用者から訪問看護の利用を申し込まれた場合は、かかりつけ医師より、訪問看護指示書の交付を受けた後、訪問看護計画書を作成し、療養上必要な事項について利用者または家族に対し指導や説明を行う。
 3. 利用者または家族からステーションに直接依頼があった場合は、かかりつけ医に指示書の交付を求める。
 4. 利用者にかかりつけ医がいない場合、利用者の居住地、病状等をふまえ、近隣の医師を紹介するなどに対応する。

《訪問看護の内容》

- 第10条 ■ステーションの訪問看護の内容は次のとおりとする。
1. 病状の観察
 2. 医療処置の実施及び指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥創処置、内服薬の管理指導等）
 3. 看護・介護技術の実施と指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位交換等）
 4. 栄養・食事療法に関する相談・指導
 5. リハビリテーションの実施と指導
 6. 介護用品の紹介や工夫の仕方と実施

7. 生活環境の調整と指導
8. かかりつけ医師への連絡調整及び報告
9. 行政機関やサービス、他施設利用に関する情報提供や調整
10. その他、医師の指示による処置、介護に関する相談

《緊急時の対応》

第 11 条 緊急時の対応は次のとおりとする。

1. ステーションは、365 日 24 時間連絡対応体制である。
2. 必要時、昼夜を問わず、利用者からの相談あるいは緊急訪問を行う。
3. かかりつけ医師との連絡を行い、指示を受け対応する。
4. 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけ医へ連絡し適切な処置を行う。かかりつけ医との連絡が困難な場合は搬送等の必要な処置を講じる。

《利用料》

第 12 条 利用料は、基本利用料とその他の利用料からなる。

(詳細については、重要事項説明書およびパンフレットに記載)

1. 利用料についてはサービスを提供する前に家族に対し、その内容及び費用に関し説明し、同意を得る。
2. 利用料は銀行からの引き落としを原則とするが、不都合な場合集金も可能である。
3. 利用者から利用料の支払いに対して領収書を交付する。

《虐待防止に関する事項》

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
3. その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

《その他運営についての留意事項》

第 14 条 ステーションは社会的使命を十分に認識し、職員の質の向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

1. 職員は、業務上知りえた秘密を保持する。
2. ステーションは訪問看護に関する記録を訪問看護カルテ内に 10 年間保管する。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、[社会医療法人同心会](#)が定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年10月1日	改正に伴い施行
平成15年4月1日	改正に伴い施行
平成18年1月1日	改正に伴い施行
平成20年4月1日	改正に伴い施行
平成21年4月1日	改定に伴い施行
平成22年11月1日	改定に伴い施行
平成23年10月1日	事務所の移転及び名称変更に伴い施行
平成24年4月1日	改定に伴い施行
平成24年12月1日	医療法人から社会医療法人へ法人格変更に伴い改訂
平成27年5月1日	改訂
平成28年4月1日	改訂
令和3年4月1日	虐待防止に関する事項の改正に伴い施行